

# 平成28年度 水質検査計画

水質検査計画とは

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するため水質検査の項目、検査頻度を定めたものです。

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水源の状況及び原水、浄水の水質状況
4. 水質検査項目及び検査頻度
5. 採水場所
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査の方法及び実施状況の確認
8. 採水及び運搬方法
9. 水質検査計画と水質検査結果の公表
10. 水質検査結果の評価及び水質検査計画の見直し
11. 関係者との連携について

蘭 越 町

## 1. 基本方針

蘭越町では、供給する水が定期水質検査において水質基準に適合していることを遵守するため水質検査計画を策定し計画的に水質検査を実施します。

又、臨時に行う水質検査についても行う際の要件等を明記します。

水質検査計画には、水道事業者が行う定期水質検査について、採水場所、検査項目、回数及びその理由を記載します。

## 2. 水道事業の概要

### 蘭越町簡易水道事業（御成地区）

給水区域	港町・字御成・字初田・字共栄の各一部
計画給水人口	390人 「4,900人」
現在給水人口	355人 (平成26年度実績)
計画1日最大給水量	206m <sup>3</sup>
実績1日最大給水量	194m <sup>3</sup> (平成26年度実績)
水源名称・種別	蘭越町字上里114番地三部沢川湧水地点：湧水
浄水方法	塩素滅菌のみ
使用薬品	次亜塩素酸ナトリウム

### 蘭越町簡易水道事業（昆布地区）

給水区域	昆布町・字黄金・字湯里・字日の出の各一部
計画給水人口	726人 「4,900人」
現在給水人口	656人 (平成26年度実績)
計画1日最大給水量	464m <sup>3</sup>
実績1日最大給水量	321m <sup>3</sup> (平成26年度実績)
水源名称・種別	蘭越町字湯里680番地1地先ニセコアンハツ2号川湧水地点：湧水
浄水方法	塩素滅菌のみ
使用薬品	次亜塩素酸ナトリウム

蘭越町簡易水道事業（蘭越地区）

給水区域	蘭越町・字豊国・字大谷・字淀川の各一部
計画給水人口	2,656人 「4,900人」
現在給水人口	2,632人 （平成26年度実績）
計画1日最大給水量	900m <sup>3</sup>
実績1日平最大水量	899m <sup>3</sup> （平成26年度実績）
水源名称・種別	蘭越町字湯里道有林170班内浅瀬川湧水：湧水
浄水方法	塩素滅菌のみ
使用薬品	次亜塩素酸ナトリウム

蘭越町簡易水道事業（目名地区）

給水区域	字淀川・字水上・目名町・字田下・字貝川・字相・字三・字讃岐の各一部
計画給水人口	570人 「4,900人」
現在給水人口	472人 （平成26年度実績）
計画1日最大給水量	500m <sup>3</sup>
実績1日最大給水量	373m <sup>3</sup> （平成26年度実績）
水源名称・種別	蘭越町字田下217番地3ポン貝殻沢川第2川湧水：湧水
浄水方法	塩素滅菌のみ
使用薬品	次亜塩素酸ナトリウム

蘭越町簡易水道事業（三和地区）

給水区域	名駒町・字鮎川・字淀川・字清水・字栄・字三和・字吉国・字富岡の各一部
計画給水人口	558人 「4,900人」
現在給水人口	483人 （平成26年度実績）
計画1日最大給水量	330m <sup>3</sup>
実績1日最大給水量	315m <sup>3</sup> （平成26年度実績）
水源名称・種別	蘭越町字上里100番地1堤の沢川第2支流川湧水地点：湧水
浄水方法	塩素滅菌のみ
使用薬品	次亜塩素酸ナトリウム

### 3. 水源の状況及び原水、浄水の水質状況

#### 原水について

現在までの水質状況は概ね良好な状態と言えます。

供給している全ての水源で湧水を利用しており、季節による水質変動も少なく安定した良質な水であると言えます。

#### 浄水について

水質検査結果についても水質基準を大幅に下回っており、安全で良質な水であると言えます。

#### 水源の状況

水源周辺には、化学工場や尿尿排水施設、民家などの人工の建築物も無いことから、飲用の水源として最も適したと水源であると言えます。

### 4. 水質検査項目及び検査頻度

#### (1) 浄水の検査頻度

過去の検査結果を踏まえ、多数の項目で基準値の10分の1以下を維持し、3年に1回にまで検査回数を減じる事ができますが、安心・安全な水を供給するため水質基準51項目の検査を行い水の安全を確認します。

(ア) 水質基準項目、基準1～基準51まで、すべての項目について年1回の検査を行います。(基準51項目検査)

(イ) 水質基準項目、基準1、基準2、基準38、基準46～基準51まで、上記(ア)を1回含んだ年12回の検査をおこないます。(毎月検査)

(ウ) 水質基準項目、基準10、基準21～基準31まで上記(ア)を1回含んだ年4回の検査を行います。(消毒副生成物検査)

(エ) 基準値の1/5超過項目についても法令を遵守し、適切な回数を設定し検査を行います。(1/5超過項目検査)

三和地区：基準34(鉄及びその化合物)

目名地区：基準40(蒸発残留物)

#### (2) 原水の検査頻度

(ア) 水質基準項目、基準21～基準31、基準48を除いた39項目の検査を年1回行います。(基準39項目検査)

(イ) クリプトスポリジウム汚染の指標菌検査(嫌気性芽胞菌及び大腸菌)を年12回

行い汚染のおそれの確認を行います。

(クリプトスポリジウム指標菌検査)

#### 5. 採水地点

(1) 基本的な採水地点は、給配水設備や施設の利用目的、状況を考慮し選定いたします。

	種別	採水場所	選定理由
蘭越地区	浄水	蘭越町役場	【浄水】 給水栓までの送水時の水質変化を把握でき、水質管理、安全管理上もつとも適した場所であるため。  【原水】 水源から直接採水することにより正確な水質状況を把握出来るため。
	原水	浅瀬川湧水地点	
目名地区	浄水	相生直売センター	
	原水	ポン貝殻沢川第2川湧水地点	
三和地区	浄水	名駒生活改善センター	
	原水	堤の沢川第2支流川湧水地点	
昆布地区	浄水	昆布地区生活活性化センター	
	原水	ニセコアンベツ2号川湧水地点	
御成地区	浄水	港地区生産物直売センター	
	原水	三部沢川湧水地点	

#### 6. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は次のような場合に行います。

- (ア) 水源が著しく悪化したとき。
- (イ) 水源に異常があったとき。
- (ウ) 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。
- (エ) 浄水過程に異常があったとき。
- (オ) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (カ) その他特に必要があると認められるとき。

#### 7. 水質検査の方法及び実施状況の確認

水質検査の方法は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省省令101号）の規定に基づく告示に示された検査方法により行います。

水質検査は、倶知安保健所及び水道法20条第3項に規定する厚生労働大臣の登録を受けている機関で行い、確認事項として、外部精度管理及び内部精度管理を実施している証明を受け、一定の条件満たしている下記機関で行い、検査結果を検査成績書にて報告を受け結果の確認を行います。

委託先 札幌市豊平区平岸1条8丁目6番6号

一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター

## 8. 採水及び運搬方法

毎月検査及びクリプトスポリジウム指標菌検査は、蘭越町建設課職員が採水し、氷冷して倶知安保健所まで運搬を行います。

そのほかの項目については、一般財団法人北海道薬剤師会公衆衛生検査センターが採水、運搬、検査を行います。

検査機関	内 容	詳 細
倶知安保健所	浄水・基準9項目検 (毎月検査)	基準1、基準2、基準38及び 基準46～基準51の項目
	クリプトスポリジウム 指標菌検査	嫌気性芽胞菌及び大腸菌
一般財団法人北海道薬剤師会 公衆衛生検査センター	浄水・基準51項目検査	基準1～基準51の項目
	原水・基準39項目検査	基準51項目から、味、消毒副生成物（シアン 除く）を除いた項目
	浄水・基準12項目検査 (消毒副生成物)	基準10及び基準21～基準51の項目
	浄水・1/5超過項目検査	基準34、鉄及びその化合物 基準40、蒸発残留物

## 9. 水質検査計画と水質検査結果の公表

水質検査計画は需用者に公開し、内容について意見を参考にさせていただきながら毎年より良い計画を策定してまいります。

水質検査計画・定期水質検査結果は、建設課窓口で公開します。

## 10. 水質検査結果の評価及び水質検査計画の見直し

各水道事業及び水道水系ごとに各検査項目の最大値を水質基準と比較し、翌年度の水質項目、検査頻度を反映致します。

## 11. 関係者との連携について

水源周辺で水質事故が発生した場合は、保健所、委託先の一般財団法人北海道薬剤師会公衆衛生検査センター、近隣の町と連携し現場調査、現状の把握に努めます。

法令に基づく水質検査

水質検査表(1) 水質基準

区分	番号	場所	項目	基準値	原則	検査回数	省略の可否								
							検査回数	過去の検査結果が基準の2分の1を超えた事がないこと							
健康に関する項目	病原微生物	基1	一般細菌	100個/ml	月1回	省略不可	不	可							
		基2	大腸菌	検出されないこと											
	金属類	基3	●カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	一定の要件を満たす場合には、年1回以上又は3年に1回以上に検査頻度を減らすことが可能。 ※1	3ヶ月に1回以上	省略不可	不	可						
		基4	●水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下											
		基5	●セレン及びその化合物	0.01mg/l以下											
		基6	●鉛及びその化合物	0.01mg/l以下											
		基7	●ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下											
		基8	●六価クロム化合物	0.05mg/l以下											
		基9	●亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下											
		基11	●硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下											
	無機物	基12	●フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	一定の要件を満たす場合には、年1回以上又は3年に1回以上に検査頻度を減らすことが可能。 ※1	3ヶ月に1回以上	省略不可	不	可						
		基13	●ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下											
		基14	●四塩化炭素	0.002mg/l以下											
		基15	●1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下											
		有機物	基16	●シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン						0.04mg/l以下	一定の要件を満たす場合には、年1回以上又は3年に1回以上に検査頻度を減らすことが可能。 ※1	3ヶ月に1回以上	省略不可	不	可
			基17	●ジクロロメタン						0.02mg/l以下					
			基18	●テトラクロロエチレン						0.01mg/l以下					
			基19	●トリクロロエチレン						0.01mg/l以下					
			基20	●ベンゼン						0.01mg/l以下					
			基10	●シアン化物イオン及び塩化シアン						0.01mg/l以下					
		消毒剤・消毒副生成物	基21	●塩素酸						0.6mg/l以下	一定の要件を満たす場合には、年1回以上又は3年に1回以上に検査頻度を減らすことが可能。 ※1	3ヶ月に1回以上	省略不可	不	可
			基22	●クロロ酢酸						0.02mg/l以下					
	基23		●クロロホルム	0.06mg/l以下											
	基24		●ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下											
	基25		●ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下											
	基26		●臭素酸	0.01mg/l以下											
	基27		●総トリハロメタン	0.1mg/l以下											
	基28		●トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下											
	基29		●ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下											
	基30		●ブromホルム	0.09mg/l以下											
	基31		●ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下											
性状に関する項目	金属類	基32	●亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	一定の要件を満たす場合には、年1回以上又は3年に1回以上に検査頻度を減らすことが可能。 ※1	おおむね月1回以上	連続的に計測及び記録がなされている場合にあっては3ヶ月に1回以上とすることが出来る	不	可						
		基33	●アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下											
		基34	●鉄及びその化合物	0.3mg/l以下											
		基35	●銅及びその化合物	1.0mg/l以下											
		基37	●マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下											
	無機物	基36	●ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下						一定の要件を満たす場合には、年1回以上又は3年に1回以上に検査頻度を減らすことが可能。 ※1	おおむね月1回以上	連続的に計測及び記録がなされている場合にあっては3ヶ月に1回以上とすることが出来る	不	可	
		基39	●カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下											
		基40	●蒸発残留物	500mg/l以下											
	有機物	基41	●陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下						一定の要件を満たす場合には、年1回以上又は3年に1回以上に検査頻度を減らすことが可能。 ※1	おおむね月1回以上	連続的に計測及び記録がなされている場合にあっては3ヶ月に1回以上とすることが出来る	不	可	
		基44	●非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下											
		基45	●フェノール類	0.005mg/l以下											
	その他	基42	●ジェオスミン	0.0001mg/l以下						一定の要件を満たす場合には、年1回以上又は3年に1回以上に検査頻度を減らすことが可能。 ※1	おおむね月1回以上	連続的に計測及び記録がなされている場合にあっては3ヶ月に1回以上とすることが出来る	不	可	
		基43	●2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/l以下											
		基38	●塩素イオン	200mg/l以下											
		基46	●有機物(全有機炭素) TOC	3mg/l以下											
基47		●pH値	5.8-8.6												
基48		●味	異常でないこと												
基49		●臭気	異常でないこと												
基50	●色度	5度以下													
基51	●濁度	2度以下													

- 採水場所は原則給水栓、送水施設及び配水施設内で、濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合にあっては、給水栓ほか浄水施設又は配水施設のいずれかの場所を採水場所として選定することが出来る。
- ※1 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設定状況等から原水の水質が大きく変わるおそれがないと認められる場合(過去3年間において水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合は除く。)過去3年間の検査結果が水質基準の5分の1以下であるときはおおむね1年に1回以上、過去3年間における検査結果が10分の1以下であるときはおおむね3年1回以上とすることが出来る。
- ※2 平成12年厚生省令第15号)第1条第14号の薬品等及び同条第17号の資材機材の使用状況

水質検査表(2) 1日1回行う水質検査

	1日1回行う検査項目	評価
1	色	異常でないこと
2	濁り	異常でないこと
3	消毒の残留効果 (残留塩素)	0.1mg/l以上あること

原水検査結果

番号	項目	御成地区	昆布地区	蘭越地区	目名地区	三和地区
基1	一般細菌	0	0	0	0	2
基2	大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
基3	カドミウム及びその化合物	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基4	水銀及びその化合物	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基5	セレン及びその化合物	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基6	鉛及びその化合物	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基7	ヒ素及びその化合物	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基8	六価クロム化合物	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基9	亜硝酸態窒素	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.11	0.16	0.12	0.07	0.11
基12	フッ素及びその化合物	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基13	ホウ素及びその化合物	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基14	四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基15	1,4-ジオキササン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基17	ジクロロメタン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基18	テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基19	トリクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基20	ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基32	亜鉛及びその化合物	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基33	アルミニウム及びその化合物	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
基34	鉄及びその化合物	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
基35	銅及びその化合物	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基36	ナトリウム及びその化合物	6.7	3.9	6.2	8.5	6.6
基37	マンガン及びその化合物	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基38	塩化物イオン	9.1	5.8	7.9	11.1	8.7
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	17.6	8.7	23.9	△ 34.3	16.4
基40	蒸発残留物	75	42	△ 71	△ 95	78
基41	陰イオン界面活性剤	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基42	ジェオスミン	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基43	2-メチルイソボルネオール	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基44	非イオン界面活性剤	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基45	フェノール類	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	<0.3	<0.3	<0.3		<0.3
基47	pH値	7.8	7.3	7.1	8.2	7.8
基48	臭気	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基49	色度	<1	<1	<1	<1	<1
基50	濁度	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1



御成地区

番号	定期検査項目	省略の可否	基本検査頻度	基準値 (mg/l)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	最高値	基準値の		検査回数 の評価	検査回数	設定理由
									1/5以下	1/10以下			
									1回/年	1回/3年			
基1	一般細菌	不可	1回/月	100個/ml	0	0	0	0			12回/年	12	省略不可項目
基2	大腸菌	不可	1回/月	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出			12回/年	12	
基3	カドミウム及びその化合物		1回/3月	<0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003		○	1回/3年	1	安全確認のため
基4	水銀及びその化合物		1回/3月	<0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005		○	1回/3年	1	
基5	セレン及びその化合物		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基6	鉛及びその化合物		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基7	ヒ素及びその化合物		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基8	六価クロム化合物		1回/3月	<0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		○	1回/3年	1	
基9	亜硝酸態窒素		1回/3月	<0.04		<0.004	<0.004	<0.004			4回/年	4	新規基準のため (平成28年に評価)
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	不可	1回/3月	<10	0.11	0.11	0.11	0.11		○	1回/3年	1	安全確認のため
基12	フッ素及びその化合物		1回/3月	<0.8	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05		○	1回/3年	1	
基13	ホウ素及びその化合物		1回/3月	<1.0	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		○	1回/3年	1	
基14	四塩化炭素		1回/3月	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002		○	1回/3年	1	
基15	1,4-ジオキサン		1回/3月	<0.05	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		1回/3月	<0.04	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基17	ジクロロメタン		1回/3月	<0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基18	テトラクロロエチレン		1回/3月	<0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	
基19	トリクロロエチレン		1回/3月	<0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	
基20	ベンゼン		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基21	塩素酸	不可	1回/3月	<0.6	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06			4回/年	4	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	<0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基23	クロロホルム	不可	1回/3月	<0.06	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	<0.03	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	<0.1	0.001	<0.001	<0.001	0.001			4回/年	4	
基26	臭素酸	不可	1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	<0.1	0.002	<0.001	<0.001	0.002			4回/年	4	
基28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	<0.03	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	<0.03	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基30	ブロモホルム	不可	1回/3月	<0.09	0.001	<0.001	<0.001	0.001			4回/年	4	
基31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	<0.08	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003			4回/年	4	
基32	亜鉛及びその化合物		1回/3月	<1.0	0.007	0.008	0.005	0.008		○	1回/3年	1	
基33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月	<0.2	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01		○	1回/3年	1	
基34	鉄及びその化合物		1回/3月	<0.3	0.01	<0.01	<0.01	0.01		○	1回/年	1	安全・性状確認のため
基35	銅及びその化合物		1回/3月	<1.0	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月	<200	7.0	6.8	7.0	7.0		○	1回/3年	1	
基37	マンガン及びその化合物		1回/3月	<0.05	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基38	塩化物イオン	不可	1回/月	<200	9.1	9.1	9.2	9.2			12回/年	12	省略不可項目
基39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)		1回/3月	<300	18.3	17.4	18.5	18.5		○	1回/年	1	安全・性状確認のため
基40	蒸発残留物		1回/3月	<500	80	73	79	80		○	1回/年	1	
基41	陰イオン界面活性剤		1回/3月	<0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		○	1回/3年	1	
基42	ジェオスミン		原因薬類発生時期に月に1回以上	<0.0001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		○	原因薬類発生時期に月に1回以上	1	
基43	2-メチルイソボルネオール		原因薬類発生時期に月に1回以上	<0.0001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		○	原因薬類発生時期に月に1回以上	1	
基44	非イオン界面活性剤		1回/3月	<0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		○	1回/3年	1	
基45	フェノール類		1回/3月	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	
基46	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	不可	1回/月	<3	0.4	0.4	<0.3	0.4			12回/年	12	
基47	pH値	不可	1回/月	5.8-8.6	6.7-7.8	6.8-7.9	6.7-7.8	6.7-7.9			12回/年	12	省略不可項目
基48	味	不可	1回/月	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			12回/年	12	
基49	臭気	不可	1回/月	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			12回/年	12	
基50	色度	不可	1回/月	<5	<1	<1	<1	<1			12回/年	12	
基51	濁度	不可	1回/月	<2	<0.5	<0.1	<0.1	<0.5			12回/年	12	

毎日行う検査

項目	評価
毎1 色	異常でないこと
毎2 濁り	異常でないこと
毎3 消毒の残留効果	0.1 mg/l 以上あること

昆布地区

番号	定期検査項目	省略の可否	基本検査頻度	基準値 (mg/l)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	最高値	基準値の		検査回数 の評価	検査回数	設定理由
									1/5以下	1/10以下			
									1回/年	1回/3年			
基1	一般細菌	不可	1回/月	100個/ml	0	0	0	0			12回/年	12	省略不可項目
基2	大腸菌	不可	1回/月	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出			12回/年	12	
基3	カドミウム及びその化合物		1回/3月	<0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003		○	1回/3年	1	安全確認のため
基4	水銀及びその化合物		1回/3月	<0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005		○	1回/3年	1	
基5	セレン及びその化合物		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基6	鉛及びその化合物		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基7	ヒ素及びその化合物		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基8	六価クロム化合物		1回/3月	<0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		○	1回/3年	1	
基9	亜硝酸態窒素		1回/3月	<0.04		<0.004	<0.004	<0.004			4回/年	4	新規基準のため (平成28年に評価)
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	不可	1回/3月	<10	0.17	0.17	0.16	0.17		○	1回/3年	1	安全確認のため
基12	フッ素及びその化合物		1回/3月	<0.8	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05		○	1回/年	1	
基13	ホウ素及びその化合物		1回/3月	<1.0	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		○	1回/3年	1	
基14	四塩化炭素		1回/3月	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002		○	1回/3年	1	
基15	1,4-ジオキサン		1回/3月	<0.05	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		1回/3月	<0.04	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基17	ジクロロメタン		1回/3月	<0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基18	テトラクロロエチレン		1回/3月	<0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	
基19	トリクロロエチレン		1回/3月	<0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	
基20	ベンゼン		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基21	塩素酸	不可	1回/3月	<0.6	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06			4回/年	4	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	<0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基23	クロロホルム	不可	1回/3月	<0.06	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	<0.03	<0.001	0.002	<0.001	0.002			4回/年	4	
基25	ジブromクロロメタン	不可	1回/3月	<0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基26	臭素酸	不可	1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	<0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	<0.03	<0.001	0.002	<0.001	0.002			4回/年	4	
基29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	<0.03	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基30	ブロモホルム	不可	1回/3月	<0.09	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	<0.08	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003			4回/年	4	
基32	亜鉛及びその化合物		1回/3月	<1.0	0.002	<0.002	0.002	0.002		○	1回/3年	1	
基33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月	<0.2	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01		○	1回/3月	1	安全・性状確認のため
基34	鉄及びその化合物		1回/3月	<0.3	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01		○	1回/3年	1	
基35	銅及びその化合物		1回/3月	<1.0	0.016	0.012	0.016	0.016		○	1回/3年	1	
基36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月	<200	4.3	4.2	4.2	4.3		○	1回/3年	1	
基37	マンガン及びその化合物		1回/3月	<0.05	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基38	塩化物イオン	不可	1回/月	<200	6.0	8.7	5.9	8.7			12回/年	12	省略不可項目
基39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)		1回/3月	<300	9.2	9.2	9.3	9.3		○	1回/3年	1	安全・性状確認のため
基40	蒸発残留物		1回/3月	<500	53	38	36	53		○	1回/3年	1	
基41	陰イオン界面活性剤		1回/3月	<0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		○	1回/3年	1	
基42	ジェオスミン		原因薬類発生時期に月に1回以上	<0.0001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		○	原因薬類発生時期に月に1回以上	1	
基43	2-メチルイソボルネオール		原因薬類発生時期に月に1回以上	<0.0001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		○	原因薬類発生時期に月に1回以上	1	
基44	非イオン界面活性剤		1回/3月	<0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		○	1回/3年	1	
基45	フェノール類		1回/3月	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	
基46	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	不可	1回/月	<3	0.3	<0.3	<0.3	0.3		○	12回/年	12	省略不可項目
基47	pH値	不可	1回/月	5.8-8.6	6.9-7.5	6.9-8.0	6.6-7.5	6.6-8.0			12回/年	12	
基48	味	不可	1回/月	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			12回/年	12	
基49	臭気	不可	1回/月	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			12回/年	12	
基50	色度	不可	1回/月	<5	<1	<1	<1	<1			12回/年	12	
基51	濁度	不可	1回/月	<2	<0.5	0.2	<0.1	0.2			12回/年	12	

毎日行う検査

項目	評価
毎1 色	異常でないこと
毎2 濁り	異常でないこと
毎3 消毒の残留効果	0.1mg/l以上あること

蘭越地区

番号	定期検査項目	省略の可否	基本検査頻度	基準値 (mg/l)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	最高値	基準値の		検査回数 の評価	検査回数	設定理由
									1/5以下	1/10以下			
									1回/年	1回/3年			
基1	一般細菌	不可	1回/月	100個/ml	0	0	0	0			12回/年	12	省略不可項目
基2	大腸菌	不可	1回/月	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出			12回/年	12	
基3	カドミウム及びその化合物		1回/3月	<0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003		○	1回/3年	1	安全確認のため
基4	水銀及びその化合物		1回/3月	<0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005		○	1回/3年	1	
基5	セレン及びその化合物		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基6	鉛及びその化合物		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基7	ヒ素及びその化合物		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基8	六価クロム化合物		1回/3月	<0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		○	1回/3年	1	
基9	亜硝酸態窒素		1回/3月	<0.04		<0.004	<0.004	<0.004			4回/年	4	新規基準のため (平成28年に評価)
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	不可	1回/3月	<10	0.11	0.11	0.11	0.11		○	1回/3年	1	安全確認のため
基12	フッ素及びその化合物		1回/3月	<0.8	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05		○	1回/3年	1	
基13	ホウ素及びその化合物		1回/3月	<1.0	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		○	1回/3年	1	
基14	四塩化炭素		1回/3月	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002		○	1回/3年	1	
基15	1,4-ジオキサン		1回/3月	<0.05	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		1回/3月	<0.04	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基17	ジクロロメタン		1回/3月	<0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基18	テトラクロロエチレン		1回/3月	<0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	
基19	トリクロロエチレン		1回/3月	<0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	
基20	ベンゼン		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基21	塩素酸	不可	1回/3月	<0.6	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06			4回/年	4	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	<0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基23	クロロホルム	不可	1回/3月	<0.06	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	<0.03	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	<0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基26	臭素酸	不可	1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	<0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	<0.03	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	<0.03	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基30	ブロモホルム	不可	1回/3月	<0.09	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	<0.08	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003			4回/年	4	
基32	亜鉛及びその化合物		1回/3月	<1.0	<0.002	<0.002	0.005	0.005		○	1回/3年	1	
基33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月	<0.2	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01		○	1回/3年	1	
基34	鉄及びその化合物		1回/3月	<0.3	0.02	<0.01	<0.01	0.02		○	1回/3年	1	安全・性状確認のため
基35	銅及びその化合物		1回/3月	<1.0	0.007	0.006	0.006	0.007		○	1回/3年	1	
基36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月	<200	6.7	6.3	6.5	6.7		○	1回/3年	1	
基37	マンガン及びその化合物		1回/3月	<0.05	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	省略不可項目
基38	塩化物イオン	不可	1回/月	<200	8.1	8.8	7.9	8.8			12回/年	12	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		1回/3月	<300	25.0	24.6	24.3	25		○	1回/3年	1	安全・性状確認のため
基40	蒸発残留物		1回/3月	<500	77	68	65	77		○	1回/年	1	
基41	陰イオン界面活性剤		1回/3月	<0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		○	1回/3年	1	
基42	ジェオスミン		原因薬類発生時期に月に1回以上	<0.0001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		○	原因薬類発生時期に月に1回以上	1	
基43	2-メチルイソボルネオール		原因薬類発生時期に月に1回以上	<0.0001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		○	原因薬類発生時期に月に1回以上	1	
基44	非イオン界面活性剤		1回/3月	<0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		○	1回/3年	1	
基45	フェノール類		1回/3月	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	<3	0.3	<0.3	<0.3	0.3			12回/年	12	
基47	pH値	不可	1回/月	5.8-8.6	6.4-7.6	6.9-7.1	6.5-7.7	6.4-7.7			12回/年	12	
基48	味	不可	1回/月	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			12回/年	12	
基49	臭気	不可	1回/月	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			12回/年	12	
基50	色度	不可	1回/月	<5	<1	<1	<1	<1			12回/年	12	
基51	濁度	不可	1回/月	<2	<0.5	<0.1	<0.1	<0.5			12回/年	12	

毎日行う検査

番号	項目	評価
毎1	色	異常でないこと
毎2	濁り	異常でないこと
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/l以上あること

目名地区

番号	定期検査項目	省略の可否	基本検査頻度	基準値 (mg/l)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	最高値	基準値の		検査回数 の評価	検査回数	設定理由
									1/5以下	1/10以下			
									1回/年	1回/3年			
基1	一般細菌	不可	1回/月	100個/ml	0	0	0	0			12回/年	12	省略不可項目
基2	大腸菌	不可	1回/月	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出			12回/年	12	
基3	カドミウム及びその化合物		1回/3月	<0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003		○	1回/3年	1	安全確認のため
基4	水銀及びその化合物		1回/3月	<0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005		○	1回/3年	1	
基5	セレン及びその化合物		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基6	鉛及びその化合物		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基7	ヒ素及びその化合物		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基8	六価クロム化合物		1回/3月	<0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		○	1回/3年	1	
基9	亜硝酸態窒素		1回/3月	<0.04		<0.004	<0.004	<0.004			4回/年	4	新規基準のため (平成28年に評価)
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	不可	1回/3月	<10	0.08	0.07	0.08	0.08		○	1回/3年	1	安全確認のため
基12	フッ素及びその化合物		1回/3月	<0.8	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05		○	1回/3年	1	
基13	ホウ素及びその化合物		1回/3月	<1.0	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		○	1回/3年	1	
基14	四塩化炭素		1回/3月	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002		○	1回/3年	1	
基15	1,4-ジオキサン		1回/3月	<0.05	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		1回/3月	<0.04	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基17	ジクロロメタン		1回/3月	<0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基18	テトラクロロエチレン		1回/3月	<0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	
基19	トリクロロエチレン		1回/3月	<0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	
基20	ベンゼン		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基21	塩素酸	不可	1回/3月	<0.6	<0.06	<0.06	0.07	0.07			4回/年	4	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	<0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基23	クロロホルム	不可	1回/3月	<0.06	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	<0.03	<0.001	0.001	<0.001	0.001			4回/年	4	
基25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	<0.1	<0.001	0.001	<0.001	0.001			4回/年	4	
基26	臭素酸	不可	1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	<0.1	0.001	0.002	0.001	0.002			4回/年	4	
基28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	<0.03	<0.001	0.001	<0.001	0.001			4回/年	4	
基29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	<0.03	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基30	ブロモホルム	不可	1回/3月	<0.09	0.001	0.001	0.001	0.001			4回/年	4	
基31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	<0.08	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003			4回/年	4	
基32	亜鉛及びその化合物		1回/3月	<1.0	0.002	0.003	<0.002	0.003		○	1回/3年	1	
基33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月	<0.2	0.02	<0.01	<0.01	0.02		○	1回/3年	1	
基34	鉄及びその化合物		1回/3月	<0.3	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01		○	1回/3年	1	
基35	銅及びその化合物		1回/3月	<1.0	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月	<200	9.1	8.9	8.7	9.1		○	1回/3年	1	
基37	マンガン及びその化合物		1回/3月	<0.05	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基38	塩化物イオン	不可	1回/月	<200	11.5	11.5	11.2	11.5			12回/年	12	省略不可項目
基39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)		1回/3月	<300	34.9	33.8	33.4	34.9	○		1回/年	1	安全・性状確認のため
基40	蒸発残留物		1回/3月	<500	101	97	100	101			4回/年	4	
基41	陰イオン界面活性剤		1回/3月	<0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		○	1回/3年	1	
基42	ジェオスミン		原因薬類発生時期に月に1回以上	<0.0001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001		○	原因薬類発生時期に月に1回以上	1	
基43	2-メチルイソボルネオール		原因薬類発生時期に月に1回以上	<0.0001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001		○	原因薬類発生時期に月に1回以上	1	
基44	非イオン界面活性剤		1回/3月	<0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		○	1回/3年	1	
基45	フェノール類		1回/3月	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	
基46	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	不可	1回/月	<3	0.4	<0.3	<0.3	0.4			12回/年	12	省略不可項目
基47	pH値	不可	1回/月	5.8-8.6	7.2-8.1	6.7-8.2	6.8-8.1	6.7-8.2			12回/年	12	
基48	味	不可	1回/月	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			12回/年	12	
基49	臭気	不可	1回/月	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			12回/年	12	
基50	色度	不可	1回/月	<5	<1	<1	<1	<1			12回/年	12	
基51	濁度	不可	1回/月	<2	<0.5	<0.1	<0.1	<0.5			12回/年	12	

毎日行う検査

項目	評価
毎1 色	異常でないこと
毎2 濁り	異常でないこと
毎3 消毒の残留効果	0.1 mg/l 以上あること

三和地区

番号	定期検査項目	省略の可否	基本検査頻度	基準値 (mg/l)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	最高値	基準値の		検査回数 の評価	検査回数	設定理由
									1/5以下	1/10以下			
									1回/年	1回/3年			
基1	一般細菌	不可	1回/月	100個/ml	0	0	0	0			12回/年	12	省略不可項目
基2	大腸菌	不可	1回/月	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出			12回/年	12	
基3	カドミウム及びその化合物		1回/3月	<0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003		○	1回/3年	1	安全確認のため
基4	水銀及びその化合物		1回/3月	<0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005		○	1回/3年	1	
基5	セレン及びその化合物		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基6	鉛及びその化合物		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基7	ヒ素及びその化合物		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基8	六価クロム化合物		1回/3月	<0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		○	1回/3年	1	
基9	亜硝酸態窒素		1回/3月	<0.04		<0.004	<0.004	<0.004			4回/年	4	新規基準のため (平成28年に評価)
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	不可	1回/3月	<10	0.11	0.10	0.11	0.11		○	1回/3年	1	安全確認のため
基12	フッ素及びその化合物		1回/3月	<0.8	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05		○	1回/3年	1	
基13	ホウ素及びその化合物		1回/3月	<1.0	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		○	1回/3年	1	
基14	四塩化炭素		1回/3月	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002		○	1回/3年	1	
基15	1,4-ジオキサン		1回/3月	<0.05	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		1回/3月	<0.04	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基17	ジクロロメタン		1回/3月	<0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基18	テトラクロロエチレン		1回/3月	<0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	
基19	トリクロロエチレン		1回/3月	<0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	
基20	ベンゼン		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○	1回/3年	1	
基21	塩素酸	不可	1回/3月	<0.6	<0.06	<0.06	0.06	0.06			4回/年	4	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	<0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基23	クロロホルム	不可	1回/3月	<0.06	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	<0.03	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	<0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基26	臭素酸	不可	1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	<0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	<0.03	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	<0.03	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基30	ブロモホルム	不可	1回/3月	<0.09	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	<0.08	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003			4回/年	4	
基32	亜鉛及びその化合物		1回/3月	<1.0	0.016	0.008	0.009	0.016		○	1回/3年	1	
基33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月	<0.2	<0.01	<0.01	0.02	0.02		○	1回/3年	1	
基34	鉄及びその化合物		1回/3月	<0.3	<0.01	0.09	<0.01	0.09			4回/年	4	安全・性状確認のため
基35	銅及びその化合物		1回/3月	<1.0	0.002	0.001	<0.001	0.002		○	1回/3年	1	
基36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月	<200	6.8	6.6	6.7	6.8		○	1回/3年	1	
基37	マンガン及びその化合物		1回/3月	<0.05	<0.001	<0.001	0.002	0.002		○	1回/3年	1	省略不可項目
基38	塩化物イオン	不可	1回/月	<200	8.8	8.9	8.8	8.9			12回/年	12	
基39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)		1回/3月	<300	17.0	16.8	17.0	17		○	1回/年	1	安全・性状確認のため
基40	蒸発残留物		1回/3月	<500	84	73	72	84		○	1回/年	1	
基41	陰イオン界面活性剤		1回/3月	<0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		○	1回/3年	1	
基42	ジェオスミン		原因薬類発生時期に月に1回以上	<0.0001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001		○	原因薬類発生時期に月に1回以上	1	
基43	2-メチルイソボルネオール		原因薬類発生時期に月に1回以上	<0.0001	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001		○	原因薬類発生時期に月に1回以上	1	
基44	非イオン界面活性剤		1回/3月	<0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		○	1回/3年	1	
基45	フェノール類		1回/3月	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○	1回/3年	1	
基46	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	不可	1回/月	<3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3			12回/年	12	
基47	pH値	不可	1回/月	5.8-8.6	7.8-7.3	8.2-6.9	6.8-7.9	6.8-7.9			12回/年	12	省略不可項目
基48	味	不可	1回/月	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			12回/年	12	
基49	臭気	不可	1回/月	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			12回/年	12	
基50	色度	不可	1回/月	<5	<1	2	3	3			12回/年	12	
基51	濁度	不可	1回/月	<2	<0.5	0.4	0.1	0.4			12回/年	12	

毎日行う検査

番号	項目	評価
毎1	色	異常でないこと
毎2	濁り	異常でないこと
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/l以上あること